



# 茨城県報

第 2608 号

平成26年7月22日

火 曜 日

## 目 次

### 告 示

ページ

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) ..... 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止 (障害福祉課) ..... 1
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (2件) (中小企業課) ..... 2
- 保安林の指定の解除の予定 (林業課) ..... 5
- 道路の区域の決定 (道路維持課) ..... 6
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 6

### 公 告

- 指定管理者の公募 (2件) (水産振興課) ..... 6
- 開発行為の工事完了 (2件) (建築指導課) ..... 8
- 道路の位置の指定 (建築指導課) ..... 9

## 告 示

### 茨城県告示第779号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成26年7月22日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービスの 種 類
0812100378	就労支援 ワークリボン	ひたちなか市中根 4824-2	株式会社 ワークリボン	ひたちなか市中根 4824-2	平成26年 8月1日	就労継続支援 B型

### 茨城県告示第780号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第46条第2項に規定する廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成26年7月22日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	廃止年月日
0810200568	アースサポート日立	日立市桜川町一丁目1番13号	アースサポート株式会社	同行援護	平成26年8月1日
0810300392	アースサポート土浦	土浦市荒川沖321番地1			

## 茨城県告示第781号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成26年7月22日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンキ石下店

常総市新石下字横堤浦4072番地 外

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第1項）

平成26年2月27日

## イ 変更した事項

大規模小売店舗の所在地

(変更前) 常総市新石下寺浦4072 外

(変更後) 常総市新石下字横堤浦4072番地 外

## (3) 届出年月日

平成26年2月17日

## 2 市町村の意見

なし

## 3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

## 茨城県告示第782号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定に基づき述べられた意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成26年7月22日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ドン・キホーテ研究学園店

つくば市葛城一体型土地区画整理事業施行地区内 E106 街区 1 画地 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第 5 条第 1 項)

平成 26 年 4 月 14 日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社ドン・キホーテ	東京都目黒区青葉台二丁目 19 番 10 号	大 原 孝 治

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成 26 年 11 月 30 日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,501㎡

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 160 台

(イ) 駐輪場の収容台数 39 台

(ウ) 荷さばき施設の面積 118㎡

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 27㎡

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前 0 時

(閉店時刻) 翌午前 0 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24 時間

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

2 箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24 時間

キ 届出年月日

平成 26 年 3 月 31 日

2 意見書提出者の意見

## 意見の概要

## 1 騒音の発生の防止

深夜・早朝（午後10時～午前6時）営業の中止。荷さばき及び来店者等の出入りに伴う騒音の発生の防止策をとること。駐車場等において来店者等に対し1）騒音を発生させない、2）アイドリング防止等の適切な呼びかけを行うこと。青少年の蛸集により騒音が生じないように必要な措置を講じること。特に夜間に発生する音については建設開始前と営業開始後とで定期的に評価し住民に結果を知らせるとともに、営業開始後に騒音が発生した場合には住民側と話し合い、直ちに対策をとること。

## 2 街並作りへの配慮

建築物等の形態又は意匠については、美観・風致を損なわないものとし、原色を多用した刺激的な色彩又は装飾を用いないこと。景観配慮の観点から、建物上、建物の外部には客観的に見て過剰な広告や過剰な照明を出さないこと。

## 3 光害の防止

過剰な夜間照明を建物外部に使用しないこと。店内照明及び夜間照明がマンション側から見えないようにすること。営業開始後に光害が発生した場合には住民側と話し合い、直ちに対策をとること。

## 4 近隣道路の渋滞緩和

駐車待ち自動車が路駐しないように対策をとること。近隣道路の渋滞緩和のために交通整理をするなどの対策をとること。渋滞緩和のための出入口の数や設置場所などについて当該企業は着工前に近隣住民と話し合うこと。営業開始後に渋滞が発生した場合には、追加の駐車場を確保するなど直ちに対策をとること。

## 5 近隣道路の清掃

来店者等により敷地の近隣道路に捨てられたゴミの清掃を当該企業が行うこと。

## 6 青少年の非行防止

店舗周辺（駐車場や隣接する公園、道路、道路脇等）が青少年の溜まり場とならないよう、警備員の巡回等の必要な対策をとること。特に夜間の対策強化を要望する。

## 7 防犯、防災への協力

当該企業及び行政は店舗周辺での防犯、防災のために対策をとること。店舗周辺には小学校、保育園や公園があることから治安が悪化しないよう対策をとること。

## 理 由

1 ドン・キホーテの多くの店舗は、近隣道路の渋滞、深夜営業による青少年の蛸集、それに伴うバイクなどによる騒音、夜間の照明問題、来客等による店舗周辺でのゴミの散乱といった問題を各地の近隣住民との間で起こしており、ドン・キホーテ側の自主的な配慮により解決に至った前例がほとんどない。

2 店舗北側に位置するマンションや住宅との間は調整池であり、居住区と店舗の間には店舗周辺で発生する音や光を遮るのに十分な構造物がなく、居住区に直接騒音や光害等の悪影響がでるため、深夜・早朝の営業の中止を求める。オープン前、オープン期間及びオープン後において、当該企業は近隣に光害や騒音が発生しないように十分配慮することを要求する。また、行政においては当該企業への指導の徹底を要望する。

3 ドン・キホーテの立地により大幅な交通量の増加が見込まれる。立地予定地は他の大規模小売店舗が面する県道19号線の反対車線側に位置する。現状でも土日、休日の渋滞が著しいが、さらにドン・キホーテが開店することによりつくばエクスプレス研究学園駅を挟んで南北方向に渡って数キロの交通麻痺が起きることが十分予想され、近隣住民の利便性を大きく損なうものである。当該企業及び行政に対して渋滞防止に対する十分な

対策を要求する。

4 24時間営業のドン・キホーテの営業に際して、相模原市審議会は「深夜と早朝の青少年の蟬集により騒音問題が生じることが懸念される」と指摘しており、その結果を受けて同市は事業者に必要な対策をとるよう付帯意見を出している（第3回相模原市大規模小売店舗立地審議会）。つくば研究学園店は相模原店と同様に蟬集を生じさせやすい条件がそろっており（十分な大きさの駐車場がある等）、青少年の蟬集による深夜・早朝の騒音が起きることが十分に予想される。また、青少年の蟬集による店舗周辺地区のゴミ問題、治安の悪化もドン・キホーテの他店舗で頻繁に起こっている問題である。以上のことから当該企業には警備員の配置、警備員の店舗周辺の巡回と来店者への騒音防止の呼びかけ等の騒音防止の対策を十分にとることを要求するとともに、行政にはそれを指導することを強く願います。特に店舗予定地周辺には公園や小学校、保育園があり、通学路、登下校時及び夜間・早朝の店舗周辺及び近隣道路の治安の悪化の防止には当該企業及び行政の十分な対策が必要である。

5 一般的なドン・キホーテの店舗は、黄色と赤を基調とした刺激的な広告看板や装飾が建物外部（外壁部、建物の上）や道路に過剰に掲示され、さらに過剰な外部照明が付けられており、客観的に見て店舗周辺の美観・風致を損なう建築物となっている。景観維持の観点から、当該企業には店舗建物の外観、装飾、意匠、外部照明については近隣区画の他社の店舗や研究所から突出して目立つことなく、上記店舗、研究所と足並みをそろえたものとするを要求する。上記他店舗は景観を大きく損なうような過剰な建物外広告、建物上の広告物、建物外部への夜間照明を用いていないが問題なく集客しており、我々が求める景観への配慮が当該企業の不利益には直接結びつかないことは明らかである。つくば市には数多くの研究機関があり、国内・国際学会が年間を通して開催されている。立地予定地に隣接する県道19号線はつくば市の南と北に位置する研究所間を結ぶだけでなく、東京方面から筑波山への車での観光ルート上に位置し、県外・国外の多くの来訪者が往来する道路である。世界でも有名な学際都市であり、県外のみならず国外から多数の人が訪れるつくば市の特殊性を鑑み、当該企業には学際都市‘Tsukuba’の景観にあった控えめな外観と外部照明の建物を建設することを要求する。また、行政にも当該企業への十分な指導をお願いする。

6 茨城県には24時間営業及び長時間営業（早朝開店、深夜閉店時間）のドン・キホーテがないが、他県ではドン・キホーテの24時間営業及び長時間営業深夜営業が近隣住民の生活に悪影響を及ぼしている事例があまりにも多い。茨城県においてはドン・キホーテ研究学園店の届出に対して付帯条件などを出すなどの対策を要求する。またドン・キホーテ研究学園店のオープン前、オープン時、オープン後に騒音、光害、渋滞、治安の悪化、店舗周辺のゴミの散乱などの問題が起きることがないように、茨城県においては当該企業及び届出店舗が立地するつくば市が十分な対策をとるよう指導いただくことを願います。

### 3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

### 茨城県告示第783号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年7月22日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 解除を予定している保安林の所在場所

神栖市波崎字豊ヶ崎9464番8、9464番9、9464番12

- 2 指定された目的  
飛砂の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

茨城県告示第784号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。  
その関係図面は、平成26年7月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。  
平成26年7月22日

茨城県知事 橋 本 昌

整 理 番 号	道路の種類	路線名	区間	敷地の幅員	延長
504	県道	潮来土浦自転車道線	かすみがうら市牛渡字浜下808番1から かすみがうら市牛渡字兵庫峰下778番1まで	メートル 最大 3.3 最小 3.3	メートル 442

茨城県告示第785号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成26年7月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。  
平成26年7月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 潮来土浦自転車道線
- 2 供用開始の区間 かすみがうら市牛渡字浜下808番1から  
かすみがうら市牛渡字兵庫峰下778番1まで
- 3 供用開始の期日 平成26年7月22日

## 公 告

●指定管理者の公募

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を公募する。  
平成26年7月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 指定管理を公募する施設の名称 那珂湊漁港駐車場
- 2 指定の期間  
平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間
- 3 指定管理者の業務の範囲



- (1) 駐車場の利用料の徴収に関する業務
- (2) 駐車場の利用者に対する整理誘導業務
- (3) 駐車場の維持管理に関する業務
- (4) その他施設の管理上必要な業務

#### 4 指定の基準

- (1) 指定管理業務の実施に係る計画書（以下「計画書」という。）による那珂湊漁港駐車場の運営が県民等の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) 計画書の内容が那珂湊漁港駐車場の効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 那珂湊漁港駐車場の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

#### 5 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間  
平成26年7月22日（火）から平成26年9月5日（金）まで（土曜日及び日曜日並びに祝日を除く。）
- (2) 配布場所  
8の担当部署において配布する。  
なお、県のホームページ内の農林水産部水産振興課のページからもダウンロードすることができる。  
(<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/nourin/suisanka/suisanka.htm>)

#### 6 公募に係る申請書類の提出期限及び提出場所等

- (1) 提出期間  
平成26年9月1日（月）から平成26年9月12日（金）まで（土曜日及び日曜日並びに祝日を除く。）
- (2) 提出場所及び方法  
8の担当部署まで持参すること。

#### 7 その他

詳細は、募集要項による。

#### 8 担当部署

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6  
茨城県農林水産部水産振興課 漁港担当  
電話番号 029-301-4125

#### ●指定管理者の公募

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を公募する。

平成26年7月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定管理を公募する施設の名称 那珂湊漁港水門

2 指定の期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間

3 指定管理者の業務の範囲

- (1) 施設の維持管理に関する業務
- (2) 施設の開閉操作に関する業務

(3) その他施設の管理上必要な業務

#### 4 指定の基準

- (1) 指定管理業務の実施に係る計画書（以下「計画書」という。）による那珂湊漁港水門の運営が県民等の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) 計画書の内容が那珂湊漁港水門の効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 那珂湊漁港水門の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

#### 5 募集要項の配布期間及び配布場所

##### (1) 配布期間

平成26年7月22日（火）から平成26年9月5日（金）まで（土曜日及び日曜日並びに祝日を除く。）

##### (2) 配布場所

8の担当部署において配布する。

なお、県のホームページ内の農林水産部水産振興課のページからもダウンロードすることができる。

(<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/nourin/suisanka/suisanka.htm>)

#### 6 公募に係る申請書類の提出期限及び提出場所等

##### (1) 提出期間

平成26年9月1日（月）から平成26年9月12日（金）まで（土曜日及び日曜日並びに祝日を除く。）

##### (2) 提出場所及び方法

8の担当部署まで持参すること。

#### 7 その他

詳細は、募集要項による。

#### 8 担当部署

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県農林水産部水産振興課 漁港担当

電話番号 029-301-4125

#### ●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成26年7月22日

茨城県知事 橋 本 昌

##### 1. 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡阿見町大字若栗字三日尻1784番294

##### 2. 事業主の住所及び氏名

稲敷郡阿見町大字若栗1784番地56

大久保 将也

##### 1. 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称



稲敷郡阿見町大字上長字道記974番3, 同番5

2. 事業主の住所及び氏名

稲敷郡阿見町大字阿見4666番地672ボヌール101号

湯原 裕希

●道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成26年7月22日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	指定年月日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
県総指令 第69号	平成26年7月14日	株式会社 住宅市場 代表取締役 藤井 義光	那珂市菅谷4279番5	那須市菅谷621番9	メートル 4.75	メートル 37.62

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
休日の場合は繰下発行) (金 3, 150円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)